

「令和 8 年度生活保護基準額表 印刷」仕様書

1 名称	令和 8 年度生活保護基準額表
2 規格	A 4
3 数量	1, 750 枚
4 紙質等	テンカラー 350 kg（濃桃色）
5 刷色	両面印刷 表 1 色（黒） 裏 1 色（黒）
6 製本・加工	化粧断ち
7 入稿方法	・ 文字原稿：電子媒体（Microsoft Word 作成）提供 受注者（業者）によるレイアウト変更あり ※原稿は契約締結後すぐに提供する。
8 納入場所	〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所内 2 階 福祉局生活福祉部保護課保護グループ 外 25 か所 （別紙納入場所一覧表及び配送内訳書のとおりに）
9 納入期限	令和 8 年 10 月 9 日
10 担当	〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所内 2 階 福祉局生活福祉部保護課保護グループ 中平 TEL 6208-8012 FAX 6202-0990
11 校正	担当 2 回
12 梱包方法	別紙 梱包内訳の通り梱包し、名称、宛名、梱包数を上面に明記すること。
13 見本	見本は、経理企画課にて閲覧可能。（ただし、見本については、前回印刷物。）
14 その他	・ 各納入場所への納品がすべて完了した後、各納品先の受領書写しを、まとめて担当に提出すること。 ・ 納品の際は、納品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・ 「大阪市グリーン調達方針」 https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000671/671564/01-houshin.pdf 別表の「(22-2) 印刷」の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】〈共通事項〉「(1)紙類」に関する部分は適用しないものとする。 ・ 契約後すみやかに別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を本市担当者へ提出し、承認を得ること。 ・ 納品時に別紙「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認表等とともに本市担当者へ提出すること。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000023941.html ・ 納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）

	・車高 2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の3日前（土日祝を除く）までに担当あて報告すること。ただし、車高 2.8mを超える車両は市役所本庁舎地下駐車場を利用することができません。 ・本仕様書に疑義がある場合は見積書を提出する前に担当に確認すること。 ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・納入日については、事前に担当へ確認すること。 ・著作権は、本市に帰属する。
--	--

(別紙)納入場所一覧表及び配送内訳書

No	名 称	送 付 先			発注数
		〒	住 所	電話番号	
1	北区生活支援課 生活保護業務主管課	530-8401	北区扇町2-1-27	6313-9872	36
2	都島区保健福祉課 生活保護業務主管課	534-8501	都島区中野町2-16-20	6882-9872	43
3	福島区保健福祉課 生活保護業務主管課	553-8501	福島区大開1-8-1	6464-9872	20
4	此花区保健福祉課 生活保護業務主管課	554-8501	此花区春日出北1-8-4	6466-9872	36
5	中央区保健福祉課 生活保護業務主管課	541-8518	中央区久太郎町1-2-27	6267-9872	31
6	西区保健福祉課 生活保護業務主管課	550-8501	西区新町4-5-14	6532-9872	29
7	港区保健福祉課 生活保護業務主管課	552-8510	港区市岡1-15-25	6576-9872	45
8	大正区保健福祉課 生活保護業務主管課	551-8501	大正区千島2-7-95	4394-9872	41
9	天王寺区保健福祉課 生活保護業務主管課	543-8501	天王寺区真法院町20-33	6774-9872	27
10	浪速区生活支援課 生活保護業務主管課	556-8501	浪速区敷津東1-4-20	6647-9872	59
11	西淀川区保健福祉課 生活保護業務主管課	555-8501	西淀川区御幣島1-2-10	6478-9872	42
12	淀川区保健福祉課 生活保護業務主管課	532-8501	淀川区十三東2-3-3	6308-9872	73
13	東淀川区保健福祉課 生活保護業務主管課	533-8501	東淀川区豊新2-1-4	4809-9873	121
14	東成区保健福祉課 生活保護業務主管課	537-8501	東成区大今里西2-8-4	6977-9872	46
15	生野区保健福祉課 生活保護業務主管課	544-8501	生野区勝山南3-1-19	6715-9872	99
16	旭区生活支援課 生活保護業務主管課	535-8501	旭区大宮1-1-17	6957-9872	56
17	城東区保健福祉課 生活保護業務主管課	536-8510	城東区中央3-5-45	6930-9872	59
18	鶴見区保健福祉課 生活保護業務主管課	538-8510	鶴見区横堤5-4-19	6915-9872	36
19	阿倍野区保健福祉課 生活保護業務主管課	545-8501	阿倍野区文の里1-1-40	6622-9872	38
20	住之江区生活支援課 生活保護業務主管課	559-8601	住之江区御崎3-1-17	6682-9872	71
21	住吉区生活支援課 生活保護業務主管課	558-0041	住吉区南住吉3-15-55	6694-9872	102
22	東住吉区保護課 生活保護業務主管課	546-8501	東住吉区東田辺1-13-4	4399-9872	98
23	平野区生活支援課 生活保護業務主管課	547-8580	平野区背戸口3-8-19	4302-9872	142
24	西成区保健福祉課 生活保護業務主管課	557-8501	西成区岸里1-5-20	6659-9872	269
25	緊急入院保護 業務センター	550-0012	西区立売堀4-10-18	6543-7211	30
26	福祉局生活福祉部保護課 保護グループ	530-8201	北区中之島1-3-20	6208-8012	101
合 計					1,750

生活保護基準額表

令和8年10月1日
大 阪 市

生活扶助基準生活費第1類（単位：円）（75%が飲食物費相当）

年齢	基準額									
0歳～2歳	44,580									
3歳～5歳	44,580									
6歳～11歳	46,460									
12歳～17歳	49,270									
18歳～19歳	46,930									
20歳～40歳	46,930									
41歳～59歳	46,930									
60歳～64歳	46,930									
65歳～69歳	46,460									
70歳～74歳	46,460									
75歳以上	39,890									
世帯人員	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上
通減率	1	0.87	0.75	0.66	0.59	0.58	0.55	0.52	0.5	0.5

生活扶助基準生活費第2類（単位：円）（20%が燃料費相当）

人員	基準額	冬季加算額 (11月～3月)	期末一時 扶 助 費
1	27,790	2,630	14,500
2	38,060	3,730	23,640
3	44,730	4,240	24,360
4	48,900	4,580	27,410
5	49,180	4,710	28,560
6	55,650	5,010	32,490
7	58,920	5,220	34,500
8	61,910	5,380	36,540
9	64,670	5,560	38,270
10人以上1人を増すごとに加算する額	2,760	180	1,750

※ 生活扶助基準額（居宅）は、次式により計算する。

$(\text{第1類} \times \text{通減率}) + \text{第2類} + \text{特例加算} + \text{経過加算(本体)}$

特例加算：1人当たり月額2,500円。（入院患者、介護施設入所者等については1,000円を計上する）

入院患者日用品費

基準額	冬季加算額(11月～3月)
23,670円以内	1,030円

介護施設入所者基本生活費

基準額	冬季加算額(11月～3月)
10,120円以内	1,030円

保護施設入所者の基準生活費（単位：円）

	1級地	2級地
救護施設	65,680	62,410
更生施設	69,580	66,100
冬季加算(VI区)	2,050	
期末一時扶助費	5,200	4,720

住宅扶助（大阪市基準）（単位：円以内）

住宅費					
単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	
40,000	48,000	52,000	56,000	62,000	
単身かつ15㎡以下の住宅費					
11㎡～15㎡	7㎡～10㎡	6㎡以下			
36,000	32,000	28,000			
敷金等					
単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5～6人世帯	7人世帯以上
208,000	224,000	240,000	256,000	272,000	288,000
契約更新料等					
単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5～6人世帯	7人世帯以上
52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000

生活扶助本体に係る経過加算（単位：円）

年齢	世帯人員別									
	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0～2歳	0	0	0	0	840	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	130	40
12～17歳	0	0	0	730	2,310	1,780	2,980	4,280	5,160	5,070
18～19歳	0	0	790	2,270	3,690	3,130	4,260	5,500	6,330	6,240
20～40歳	0	0	0	740	2,230	1,680	2,810	4,040	4,870	4,790
41～59歳	20	0	0	0	560	0	1,130	2,370	3,200	3,110
60～64歳	0	0	0	0	0	0	0	700	1,530	1,440
65～69歳	130	0	0	0	0	0	0	940	1,760	1,680
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	1,720	0	0	0	130	0	320	1,340	2,030	1,940

生活扶助加算

区 分		金 額 (円)			
障がい者	身障1級・2級又は国民年金1級	在宅	27,460	入院・入所	22,850
	〃 3級 又は 〃 2級	〃	18,300	〃	15,230
	重度障がい者加算	16,560			
	家族介護料	13,890			
	他人介護料	75,820 円以内			
妊婦	6 か月未満	9,350			
	6 か月以上	14,120			
産 婦		8,690			
在 宅 患 者		13,590			
介 護 施 設 入 所 者		10,120 円 の 範 囲 内			
放射線障がい者	被爆者援護法第24条第2項	49,120			
	〃 第25条第2項	24,560			
児童養育 (児童一人当たり)		10,190 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの)			
児童に係る経過的加算		(該当する子1人につき) 4,330			
※④4人以上の世帯で3歳未満の子がいる世帯、 ②3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯(当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合)、③第3子以降の3歳から小学校修了前の子がいる世帯					
母子	児童1人	在宅	18,800	入院・入所	19,820
	児童2人	〃	23,600	〃	21,420
	3人以上1人増すごとに加える額	〃	2,900	〃	790

※母子加算については次の要件Ⅰ又は要件Ⅱに該当する児童を養育する場合に限る

要件Ⅰ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

要件Ⅱ 20歳未満の障がい児

母子世帯に係る経過加算（養育に当たる者が在宅者の世帯）

①3人以上の世帯であって母子加算の対象となる者（上記要件Ⅰ又はⅡに該当する児童）が1人のみいる世帯

児童の年齢	3人世帯	4人世帯	5人世帯
0～14歳	3,330円	3,330円	3,330円
15～17歳	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,330

②母子加算の対象となる者が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合

※入所については、医療型障害児入所施設に限る

母子加算の対象となる者が入院入所中である場合の人数	加算額 (円)
1人	3,330
2人	280

一時的扶助（主なもの）

家具什器費		暖房器具・冷房器具以外	36,700 円以内
		〃（特別基準）	58,400 〃
		暖房器具	31,000 〃
		〃（特別基準）	78,000 〃
		冷房器具	78,000 〃
被服費	布団類	新規1組	22,500 〃
	被服（平常着・学童服）	1人	15,800 〃
	紙おむつ等	月額	26,400 〃
	出産準備被服費		58,400 〃
入学準備金		小学校入学時	91,600 〃
		中学校入学時	101,000 〃
家財保管料		月額	14,000 〃

生業扶助

高等学校等就学費	金額
基本額	7,300 円（月額）
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額（楽器購入費を含む）
授業料	所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額
入学考査料	30,000 円以内
交通費	通学に必要な最小限度の額
学級費	2,170 円以内（月額）
入学準備金	118,200 円以内
学習支援費	年額 101,000 円以内

	一般基準	特別基準
生業費	47,000 円以内	78,000 円以内
技能修得費	年 92,000 〃	年 154,000 〃
		（自立支援プログラム） 年 246,000 〃
就職支度費	35,000 〃	

※技能修得費については、必要性があれば交通費実費を加算

葬祭扶助

大阪市基準	大人小別		火葬料	運搬料・葬祭料等	計
			(円)	(円以内)	(円以内)
	10 歳以上		10, 000	221, 400	231, 400
	10 歳未満		6, 000	177, 100	183, 100
死 産 児		3, 000	177, 100	180, 100	
大阪市外	級地	大人小別	火葬料・運搬料・葬祭料等一式		
	1・2	10 歳以上	222, 000 円以内		
		10 歳未満	177, 600 円以内		
	3	10 歳以上	194, 300 円以内		
		10 歳未満	155, 400 円以内		
	運搬料 1・2 級地		9, 240 円以内を加算		
	運搬料 3 級地		11, 640 円以内を加算		
	火 葬 料 (※)		大人	葬祭地の市町村条例の額-600円	
小人			葬祭地の市町村条例の額-500円		
特別基準	死亡診断書		(実費 - 5, 350 円) の額を加算		
	法第18条第2項第1号該当		1, 000 円を加算可		
	死体保存料		必要最小限度の実費		

※葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合

教育扶助（主なもの）

区分	小学校等	中学校等
基準額（月額）	3,400 円	5,300 円
学級費（月額）	1,170 円	1,250 円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額（楽器購入費を含む）	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費	年額 16,400 円以内	年額 59,800 円以内

出産扶助

出産費	一般基準	特別基準
	336,000 円以内	388,000 円以内
衛生材料費		6,300 円以内
産科医療補償制度の対象となる出産		30,000 円以内

基礎控除

収入金額別区分		1人目		
円	円	円		
0 ～ 15,000	0～ 15,000	131,000 ～ 134,999	26,800	
		135,000 ～ 138,999	27,200	
		139,000 ～ 142,999	27,600	
15,001 ～ 15,199	15,001～ 15,199	143,000 ～ 146,999	28,000	
		147,000 ～ 150,999	28,400	
		151,000 ～ 154,999	28,800	
15,200 ～ 18,999	15,200	155,000 ～ 158,999	29,200	
19,000 ～ 22,999	15,600	159,000 ～ 162,999	29,600	
23,000 ～ 26,999	16,000	163,000 ～ 166,999	30,000	
27,000 ～ 30,999	16,400	167,000 ～ 170,999	30,400	
31,000 ～ 34,999	16,800	171,000 ～ 174,999	30,800	
35,000 ～ 38,999	17,200	175,000 ～ 178,999	31,200	
39,000 ～ 42,999	17,600	179,000 ～ 182,999	31,600	
43,000 ～ 46,999	18,000	183,000 ～ 186,999	32,000	
47,000 ～ 50,999	18,400	187,000 ～ 190,999	32,400	
51,000 ～ 54,999	18,800	191,000 ～ 194,999	32,800	
55,000 ～ 58,999	19,200	195,000 ～ 198,999	33,200	
59,000 ～ 62,999	19,600	199,000 ～ 202,999	33,600	
63,000 ～ 66,999	20,000	203,000 ～ 206,999	34,000	
67,000 ～ 70,999	20,400	207,000 ～ 210,999	34,400	
71,000 ～ 74,999	20,800	211,000 ～ 214,999	34,800	
75,000 ～ 78,999	21,200	215,000 ～ 218,999	35,200	
79,000 ～ 82,999	21,600	219,000 ～ 222,999	35,600	
83,000 ～ 86,999	22,000	223,000 ～ 226,999	36,000	
87,000 ～ 90,999	22,400	227,000 ～ 230,999	36,400	
91,000 ～ 94,999	22,800	231,000 ～ 234,999	36,800	
95,000 ～ 98,999	23,200	235,000 ～ 238,999	37,200	
99,000 ～ 102,999	23,600	239,000 ～ 242,999	37,600	
103,000 ～ 106,999	24,000	243,000 ～ 246,999	38,000	
107,000 ～ 110,999	24,400	247,000 ～ 250,999	38,400	
111,000 ～ 114,999	24,800	251,000 ～ 254,999	38,800	
115,000 ～ 118,999	25,200			
119,000 ～ 122,999	25,600			
123,000 ～ 126,999	26,000			
127,000 ～ 130,999	26,400			

※4,000 円増加毎に 400 円（1 人目）控除額に加算

その他の勤労控除

	一般基準
新規就労控除	12,900 円
20 歳未満控除	11,900 円

【参考】（居宅基準）

- 標準 3 人世帯（33 歳男、29 歳女、4 歳子）の生活扶助基準生活費 157,830 円
- ※冬季加算 5/12 を含む、各種加算含まず
- ・単身者
- ※冬季加算除く（20 歳～40 歳） 77,220 円
- （41 歳～59 歳） 77,240 円
- （60 歳～64 歳） 77,220 円
- （65 歳～69 歳） 76,880 円
- （70 歳～74 歳） 76,750 円
- （75 歳以上） 71,900 円

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

(会社名)

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

(○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

			作成年月日： 年 月 日
御中			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
会社名：			
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。			
工程	実 現	基 準（要求内容）	
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当：あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
はい／いいえ		⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当：あり／なし	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

		作成年月日： 年 月 日	
御中			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
〇〇印刷株式会社			
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。			
工程	実 現	基 準（要求内容）	
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工 該当：あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当：あり／なし	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。